

芦屋市学校給食費に関する条例施行規則（未定稿）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、芦屋市学校給食費に関する条例（平成 2 7 年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（市が負担する経費）

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる経費とする。

- (1) 学校給食法施行令（昭和 2 9 年政令第 2 1 2 号）第 2 条各号に規定する経費
- (2) その他市長が必要と認める経費

（学校給食実施校）

第 3 条 条例第 3 条に規定する規則で定める学校は、芦屋市立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年芦屋市条例第 1 7 号）別表に定める学校（芦屋市立精道中学校及び芦屋市立山手中学校を除く。）とする。

（保護者に準ずる者）

第 4 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条に規定する保護者
- (2) 成年に達した生徒については、その者の就学に要する経費を負担する者

（学校給食費の額）

第 5 条 学校給食を実施する市立中学校における学校給食費の月額は、2 9 0 円に 1 月当たりの学校給食を実施した回数（生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するときは、学校給食を受けなかった回数を控除した回数）を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、生徒が食物アレルギー等の理由により学校給

食の一部を受けることができなかつた場合の学校給食費の月額は、同項に定める額から市長が別に定める額を控除して得た額とする。

(学校給食費の納付期限)

第6条 条例第5条に規定する規則で定める日は、生徒が学校給食を受ける月の翌月の末日とする。ただし、当該日が芦屋市の休日を定める条例（平成3年芦屋市条例第3号）第2条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日とする。

2 市長は、生徒の保護者等（以下「保護者等」という。）が前項に規定する日までに学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

(学校給食費の減免)

第7条 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、学校給食費を減免することができる。

- (1) 保護者等が、災害により現に居住している住宅について著しい損害を受けたとき。
- (2) 主として生計を維持する保護者等が死亡したとき。

2 減免の基準及び額は、別表のとおりとする。

(減免の申請)

第8条 学校給食費の減免を受けようとする保護者等は、減免を受けようとする期間の初日の属する月の末日までに、その理由を証明する書類を添えて、芦屋市学校給食費減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(減免の決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、減免の可否を決定し、その結果を芦屋市学校給食費減免承認通知書（様式第2号）又は芦屋市学校給食費減免不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

別表（第7条関係）

適用号	減免基準	減免額
第1項 第1号	<p>災害により現に居住している住宅に著しい損害を受けたとき。</p> <p>ア 全焼，全壊，流出など住宅の修復が困難なとき。</p> <p>イ 半焼，半壊，床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき。</p>	<p>学校給食費の100%の額</p> <p>学校給食費の50%の額</p>
第1項 第2号	主として生計を維持する保護者等が死亡したとき。	学校給食費の50%の額

備考 この表の規定により算出された減免額に10円未満の端数がある場合は，その端数金額を切り上げた額とする。

※ 学校給食法施行令抜粋

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。
- (2) 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

※ 児童福祉法抜粋

第6条 この法律で、保護者とは、第19条の3、第57条の3第2項、第57条の3の3第2項及び第57条の4第2項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。